

給付金の支払遅延に係る再発防止策の報告

平成29年4月14日（金）に発生、公表いたしました「発症者健康管理手当」^{（注）}の支払遅延につきましては、受給者の皆様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

支払が遅延した手当につきましては、4月17日（月）中に、受給者の皆様の口座に確実に振り込まれたことを確認いたしました。

その上で、当機構として、二度とこのような支払遅延が発生しないよう、下記のとおり再発防止策を講じましたので、公表いたします。

記

1. 事務処理手順の見える化と重要手順のダブルチェックの徹底

振込処理事務の一連の手順を、詳細かつわかりやすい形で明確にした事務フロー図を作成し、職員に徹底しました。

その中で、特に重要な手順である振込データの金融機関への登録・送信処理については、必ず、複数の職員によるダブルチェックを行うこととしました。

2. 進捗管理の徹底

振込データ登録、資金移動、振込データ送信等の振込処理事務の段階ごとに、実施した都度その時間と担当者を記録する「振込管理表」を作成するとともに、これを用いて管理職が進捗管理を徹底することとしました。

3. 職員の再教育

- (1) 振込処理事務を含む会計事務に従事する職員に対し、その事務の重要性を再認識させるとともに、定められた手順で会計事務を行うことの再教育を行いました。
- (2) 全役職員を対象として5月中旬に「リスク管理特別研修」を実施し、リスク発生防止の周知徹底を図る予定です。

（注）発症者健康管理手当とは、血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業に基づく給付金です。先般、当機構内の事務手続に不備があったため、4月14日（金）に振り込まれるはずであった平成28年度第4四半期分の給付金（1人当たり450,000円）が、同日中に振り込まれず、108名の方々に対して支払遅延となる事態が発生しており、同日に公表しました。

以上

（連絡先）

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

企画調整部 広報課

（電話）03-3506-9454